平成２２年（フ）第９７５号
熊本県宇土市門内町13番地２　尾崎マンション３階、住民票上の住所福岡県飯塚市潤野782番地19
破産者　髙橋　大輔
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７８３号
新潟市秋葉区草水町１丁目６番28号
破産者　大原　時男
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１号
石川県小松市安宅町甲10番地　市営住宅56棟241号
破産者　太多　洋子
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２４号
京都府京丹後市丹後町成願寺611番地
破産者　山中　　茂
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第２５号
京都府京丹後市丹後町成願寺610番地
破産者　山中　　董
1　決定年月日　平成23年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５６４号
札幌市白石区南郷通11丁目南２番22号　コーポしづかＣ―202号
破産者　植木　浩嗣
1　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
2　一般調査期日　平成23年10月４日午後３時30分
平成23年６月30日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４１号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番82号
破産者　橋本　　和
1　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
2　一般調査期日　平成23年８月29日午後３時
平成23年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６７６号
大阪府守口市梶町４丁目69番12号、開始決定時の住所大阪市此花区酉島２丁目３番52号
破産者　福永　孝男
1　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
2　一般調査期日　平成23年８月29日午後４時
平成23年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１０９号
大阪市住吉区帝塚山東５―３―７―107、住民票上の住所大阪市住吉区上住吉１丁目７番２―310号
破産者　松元　和代
1　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
2　一般調査期日　平成23年９月１日午後３時30分
平成23年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３４号
大阪市港区磯路１丁目１番７号　灘浜ビル602号、前住所大阪市港区南市岡１丁目８番12号
破産者　村上　一雄
1　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
2　一般調査期日　平成23年９月１日午後３時30分
平成23年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４号
大阪府岸和田市野田町１丁目８番９号
破産者　奥野松商店こと　奥野多津子
1　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
2　一般調査期日　平成23年９月６日午後１時30分
平成23年６月30日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
熊本市南坪井町３番12―403号
破産者　月野真奈美（旧姓田村）
1　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
2　一般調査期日　平成23年９月30日午前10時
平成23年７月１日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９９号
北海道帯広市南の森西10丁目５番６号　ピュアハウスＢ号室、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市大空町６丁目10番地６
破産者　竹澤　義幸
1　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
2　一般調査期日　平成23年10月６日午後１時30分
平成23年６月30日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第４３１号
愛知県豊田市鴛鴨町下高根114番地１　バードハイツ203号
破産者　相川　孝則
1　期日　平成23年９月５日午後２時25分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月１日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
愛知県西尾市一色町赤羽北荒子71番地１、旧表示愛知県幡豆郡一色町大字赤羽字北荒子71番地１
破産者　太陽石油販売株式会社
1　期日　平成23年10月３日午後２時25分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月１日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
徳島県板野郡北島町鯛浜字原172番地
破産者　ミツワ化成株式会社
1　期日　平成23年７月11日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月４日　　徳島地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第９４号
山口県萩市大字山田4838番地の１
破産者　株式会社村谷組
異議申述期間　平成23年８月４日まで
平成23年６月30日　　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第４７号
徳島県美馬市脇町大字北庄字原845番地１
破産者　ヤシロレザークラフト株式会社
異議申述期間　平成23年８月18日まで
平成23年７月１日　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第９号
熊本市戸島町920番地５
破産者　株式会社新晃製作所
異議申述期間　平成23年８月22日まで
平成23年６月30日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０４７号
東京都港区西新橋１丁目７番13号虎ノ門イーストビルディング１階
清算株式会社　大多喜ゴルフ株式会社
代表清算人　池永　惠一
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部